

秘密指定解除

公文書監理室

秘
無 期 限

決 裁 書

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アジア局長 審議官 参事官 北東アジア課長 地域調整官 首席事務官	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起 終 平成 4 年 11 月 20 日 決 裁 平成 年 月 日 起 案 者 電話番号 菊池 2415
協議先 総務課長 正二 カハラン の報告 に基いて 決定する 方針を決定 する		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件 名 在韓被爆者支援拠出金の本年度の拠出について		
GA-1 (昭和63. 4. 1改正) 外 務 省		回覧番号

4. 11. 19

北東アジア課

1. 経緯

- (1) 本件は、平成2年の盧泰愚大統領訪日時に、海部前首相が、本件の抜本的解決のため、総額40億円程度を拠出することを意図表明したことを受け、平成3年度に17億円を拠出し、平成4年度予算においても23億円を計上したところ。
- (2) 平成4年度の拠出手続きを進めるにあたり、韓国政府の被爆者対策にかか¹¹る全体計画、実施体制、韓国側財政措置、平成3年度分の拠出金の使用状況につき、韓国側に照会したところ、照会后5ヵ月近くを要した後、10月20日に別添1（来電第4139号）の通り回答越した。

2. 韓国側回答の問題点

- (1) 拠出金使用のガイドライン（別添2）による使用目的（治療費、健康診断費、健康福祉センターの建設費）以外の目的に対する使用を計画していること。具体的には、以下の通り。

① 診療補助金（医療保険料、交通費、看護費等の支援）の、被爆者個人に対し、一人毎月5万ウォンの支給。右の支給は、以下の点が問題。

○ 本件拠出金は、ODAとしてカウントされており、ODAの枠組みにおいて個人に現金を支給することは、不適当^{その枠組み外}。

○ 本件拠出金は、^{この中}補償ではなく、あくまで人道的観点から行うものである^{個人補償を行う中身として}、個人に対する現金の支給は、^{これは支給すべきでない}あたかも法的根拠に基づき補償としてのインプレッションを与えかねず不適当^{トクに}。

○ 韓国側の計画にあるように、上記診療補助金を、拠出金自体ではなく、拠出金の利息に求めるとしても、利息を拠出金とは別の枠組みとして捉えることは困難。本件は、そもそも、使い切りの拠出金であり、運用益については想定して^{おらず、むしろ計画自体自体の実施が遅れている状況では}いないところ、~~使用の遅延によりたまたま利息が生じたとしても、右の利息は、拠出金の枠組みの中で使用することが適当とは受け入れられない。~~

② 原爆被害専門診療所の増築

上記診療所は、ガイドラインに示す健康福祉センターとは異質のもの。

③ 葬祭費、基金管理財団の管理運営費としての使用

ガイドラインには、全く予定されておらず。

(2) 健康福祉センターについての当初の全体計画からの変更及び韓国側措置の遅延

健康福祉センターは、当初、ソウル、陝川、釜山、慶北、湖南、幾湖、馬山の7箇所を予定していたが、現在は陝川のみしか具体化しておらず、(右に対する予算措置も、全く不十分)、~~右~~の予定地は事実上白紙状態。

3. 対処方針

~~上記~~ 2. において検討した問題点を踏まえつつ、本年度23億円の拠出についての方針は以下の通り。

(1) 拠出時期

以下の2案あり。

① 韓国側の全体計画等における問題点に鑑み、問題点の解決を先行させ、拠出は、解決策を見届けてから実施。

② 既に拠出時期が遅れていることに鑑み、拠出は可及的速やかに行い、問題点の解決は、拠出時期にリンクさせずに、別途取り組む。

拠出時期とリンクさせることにより、問題点の解決が促進されるという前提にたてば、①案が適当であるが、右の前提は、確実なものとは

言えず、(拠出時期が遅れることにより、韓国側がむしろ有利となることもある)、かつ、本年度の残りの期間(約4ヵ月)と問題点の解決及び拠出に要する事務的な期間を考慮すると、②案が現実的。更に、これ以上拠出が遅れることは、その原因等に関しプレスの関心呼

結果となり、マイナス。よって、②案が適当。

(2) 韓国側の全体計画等における問題点への対応

~~上記~~ 2. (1) と (2) の問題点に対しては以下のとおり、外交ルートを通じて対応。

(イ) ~~上記~~ 2. (1) の問題点は日韓両政府間の累次の協議の結果、双方の了解が得られたガイドラインの見直しにつながるものであり、我が方として、受け入れることは困難。特に、①の個人への現金の支給は、右が仮に拠出金の利息の運用であるとしても、本件拠出金の性格、~~これは国の財政処分の範囲に属するものであり、~~等を考慮すると一層受け入れ難いもの。よって、韓国側に対して、我が

方としてはガイドラインを見直すつもりはなく、2. (1)の問題点を改めて指摘した上、右問題点の是正を^{申し入れ}要請することとする。

(ロ) 2. (2)の健康福祉センターの建設に関しては、陝川以外の当初予定地（右が困難であればその代替地）についても早急に計画を具体化し、用地の取得を進めるように^{申し入れ}要請する。その際、右センターの建設費は本件拠出金の使用内訳において50%以上を占めるものであり、我が方として右センターの建設に対し大きな関心を有していること、及び、右センターの建設の遅延は、更に多くの拠出金の利息を生み、ガイドラインに基づく本件拠出金の適正な使用に対する我が方の懸念を招きかねないことについても適宜指摘することとする。

(了)

2671号 本信

秘密指定解除

公文書監理室

秘

貴電ア北第1269号に関し、

9日、丸尾が大韓赤十字社（以下「韓赤」）を往訪し、冒頭貴電3.の照会を行ったところ、これに対し先方（崔榮奎（チュ・ヨンギュ）原爆福祉事業所長）の述べた点、以下1.の通り。また、右照会に先立ち、当方より、電話にて、これまで当館から提出方累次要請してきた我が国からの拠出金（以下「拠出金」）の使途等に関する報告書（以下「報告書」、ガイドライン第5項に基づくもの。念のため。）の提出を再度強く要請しおいたところ、これに対し先方は、右照会の際に関連資料を手交した。右資料の内容及び右手交の際に先方が行った補足説明、以下2.の通り。右資料を別FAX信にて送付する（邦語訳は当館にて付したもの）。

以下1.及び2.の内容に対し、当方からは、容年貴電ア北第2093号、同往電第4139号等のこれまでの我が国の立場に基づく問題点を指摘するとともに、併せて、報告書の提出の時期（ガイドライン第5項関連）、当館を通じて日本側からこれまでに累次指摘してきた事項であるにも拘らず我が国の了解無きままに実施に移されていること（ガイドライン第6項関連）等についての問題点も強く指摘し、本省の判断を得て再度議論を提起する所存としつつ、とりあえず先方部内においても、善処すべく、関係省庁も含めて検討すべき旨要請しおいた。これに対し先方は、その事情を訴えつつ、我が国の側の理解を求め越した（以下2.（2）（ホ）等）が、ともかく関係省庁に報告、これらと協議の上、結果を当館に連絡越す旨述べた。

以下1.及び2.の事態に関し、詳細さらに確認又は検討すべき点はあるも、我が国がこれまで異を唱えてきた点について韓赤側が既に実施に移してきている面があることは極めて遺憾であり、当館としては、引き続き上記我が国のこれまでの立場に沿って、外務部も通じて先方の善処を求めるべきものと思料するところ、何らさらに心絡るべき点あらば、御指示願いたい。また、いずれにせよ現実が発生している利子につき、韓赤側の希望する用途は受け入れられな

秘密指定解除

公文書監理室

秘

いとすれば何に使用せしめるべきか、併せて御指示願いたい。なお、報告書に加えて、拠出金の運用計画（以下3.の報道中に言及あるもの）についても、入手次第送付する。（右韓赤への照会の結果をふまえて、当館で問題ありと考える点については、外務部東北亜一課に対してもとりあえずの問題提起を行い、善処の方向での協力を求めた。これに対し先方（呉松（オ・ソン）事務官）は、「日本側の立場は十分承知しており、保健社会部及び韓赤には伝えるが、他方ガイドライン第2項には、『可能な限り社団法人韓国原爆被害者協会の意見を尊重』すると規定してある。拠出金の使用・管理は韓赤の立場を尊重する方が効果的に行い得ると思う。」等付言越すところがあった。（当方からは、内容、取扱い両面の問題点を強く指摘。））

本件に関連する内容を6日付の世界日報及び中央日報が報じているところ、事実関係に誤りも含まれているも、御参考まで、右報道内容以下3.の通り。

1. 冒頭文電3.の照会に対する韓赤の応答ぶり

昨年6月より12月まで、拠出金の利子の中から、診療補助費として、被災者として登録されている者（現在2177名）に対し、一人当り月5万ウォンずつを支給した。また、本年4月に、右診療補助費を本年1月に遡及して毎月10万ウォンに引き上げ、それ以降これまで右金額を支給している。

2. 上記1.の照会の際の方の手交資料の内容及びこれに関する補足説明

（先方によれば、右資料を報告書として我が国に提出の予定なるも、部内決裁未了の由。決裁を了したものを、入手次第追送する。）

（1）資料（「原爆被害者に対する日本政府からの支援金の執行現況」）の内容

収入：①日本からの拠出金17億円 9,713,549,620ウォン

②日本からの拠出金23億円 15,081,344,460ウォン

③ ①に対する利子 1,454,123,945ウォン

秘密指定解除

公文書監理室

秘

合 計	26,254,018,025ウオン
支出：治療費（件数15,726件）	510,392,461ウオン
健康診断費（件数 406件）	5,744,000ウオン
葬 祭 費（件数 48件）	33,800,000ウオン
診療補助費（件数 4,335件）	1,307,400,000ウオン
そ の 他	30,413,985ウオン
合 計	1,827,555,446ウオン
残高：	24,366,462,579ウオン

(2) 先方の補足説明

(イ) 治療費、健康診断費

治療費の支払いは、医療保険の適用がある診療項目についてのみ行われている。重病の診療及び健康診断については、診療又は診断の後で病院から韓赤に請求書が送られ、それに基づいて韓赤が直接病院に支払う。それ以外（風邪等の軽いものの診療）の場合には、本人が、立寄払いの後に領収書を付して韓赤に請求し、これに基づき韓赤から払戻しを受ける。いずれも、現在、韓国政府国庫から50%、拠出金から50%が支払われている。

(ロ) 葬祭費

昨年6月より12月まで、死亡者一人当たり70万ウオンを支給していたところ、本年2月に日本政府から23億円の拠出金が支払われた直後から、被爆者及び被爆者協会より、被爆者一名当たり1000万円ずつ配分すべしとの要求が韓赤に相次ぎ、5月末頃までの間デモも続いた。かかる配分はガイドライン上認められないと考えられるため、代りに葬祭費を死亡者一人当たり150万ウオンに引き上げることで、何とかこれらデモを鎮めた。右引き上げられた葬祭費は本年4月から支払われ、1月に遡及して実施された。具体的用途は、墓壇建設、葬式の費用等、純粋な葬祭費用を想定している。被爆者の死亡に伴う申請に基づき現金で

秘密指定解除

公文書監理室

秘

支給され、また、被爆者の死亡から申請まで時間を要した場合には、その間に支払われてしまった診療補助費（当館注：上記1.、及び以下（ハ））を差し引いて支給される。財源は拠出金の元本である。自分は、一人当たり150万ウォン支給しても元本にはそれほどの影響は無く、また、人道的に考えて、葬祭費は支給すべきと考えている。なお、保健社会部、外務部等、関係省庁とは協議済みである。

（ハ）診療補助費

（当館注：上記1.の、当方照会への応答に加えて説明越したもの。）

診療補助費が想定する用途は、第一に、居住地から最寄りの韓赤指定病院（大手術を必要とする場合には、右手術を行い得る最寄りの病院）までの交通費、第二に、医療保険の適用が無い治療（漢方治療、物理的な治療、歯科関係の治療の一部、一定日数以上の外来診療及び入院等）の治療費、第三に、医療保険の適用を受ける要件として毎月支払われるべき保険料である。韓赤としては、右診療補助費は、性質上治療費と同じであり、ガイドラインに照らしても問題が無いと考えている。現在、支払方法は、3か月に1回、80万ウォンずつを、登録された被爆者本人の預金口座に振込送金している。使用状況についての確認は行っていない。但し、上記三つの目的のために必要な実費は、冬被爆者とも、毎月10万ウォンでは不足しているはずである。

右診療補助費を上記1.の通り引き上げた背景は、やはり右デモである。

（当館注：5万ウォン、10万ウォンという金額の根拠につき当方から質したが、先方は、「医療保険が適用されない治療費は、合計すれば、10万ウォンでも不足のはずである。保健社会部、外務部、韓赤、被爆者の間での協議を経て決定された金額である。」等繰り返しつつ、明確には答えず、同時に、その言の端々から、拠出金の利子の範囲内で、登録された被爆者各人に配分し得る最大限に近い金額としている、という

秘密指定解除

公文書監理室

秘

ような印象が感じられた。)

(二) 原爆福祉事業所、福祉会館、その他

被爆者登録及び福祉会館の建設、運営のために、保健社会部の指示で、6月に原爆福祉事業所が設けられた。右事業所は韓赤自らが運営する。被爆者登録は、これまで被爆者協会が行っていたが、6月から右事業所が行うこととなった。

福祉会館については、現在慶尚南道陝川 (ハプチョン) のみ計画が進行中であり、土地を韓国政府国庫により購入する手続きを進めている。また、建設後の運営費についても同様に賄うことを可能とすべく、福祉会館の法人化の努力をしている。本年中に着工し、来年には完成の予定である。(当館注：別途保健社会部にも照会したところ、土地1000坪を、韓国政府の予算に確保した2億ウォンで購入中の由。また、建物、機材等については、現在詳細検討中であり、11月初に出る結果によって多少の変動はあり得べきも、とりあえず保健社会部で考えている見取りは、建物については20億ウォン、機材等については5億ウォンである由。)

右事業所及び福祉会館の職員は韓赤から派遣するため、所要人件費も韓赤から賄う。拠出金からは、右事業所及び福祉会館の建設費、設備・機材費のみを賄う予定である。陝川での運営実績がよければ、同様の規模の福祉会館を首都圏に建設することを予定している。他の福祉会館については、陝川及び首都圏での実績を見て、追って考えていく方針。但し、当初予定した7か所を建設することについては、被爆者協会(拠出金の被爆者への分配を要求)が反対しており、韓赤より、福祉会館の運営費は国庫で賄われる旨説明して説得中である。なお、今年度の計画に具体的に上っているのは陝川のみである。

韓赤のその他の計画として、被爆者の登録の管理体制の確立がある。例を述べると、追加登録(当館注：上記1.及び2.(2)(ハ)の韓

秘密指定解除

公文書監理室

秘

赤による診療補助費の支給を受けている2177名を登録者の基準として、これに今後追加があることを想定している模様。なお、一昨年の6月に、保健社会部によるマスコミ等を通じた広告に応じて同部による調査の対象となった被爆者の数は2307名の由。)の要領、被爆者登録名簿、被爆者登録証等の作成、会計、名簿等の管理等の電算化等があり、上記(1)中の支出項目中、「その他」としてある費目は、これらの事項のためのものである。従来は被爆者協会が行っていた事項であるが、これでは被爆者個人の感情的な陳情が登録関連の書類に反映されてしまいやすい弊害があるため、6月に保健社会部がこれら事項の実施を右事業所に指示したものである。

(ホ) 弁明・陳情等

韓赤では、強制徴用された京に日本で被爆した被爆者をなだめつつ、同時に日本政府との間でのガイドラインにも協力沿うように努力をしてくれているつもりであり、現在も最大限の努力を続けている。拠出金からの使用は、拠出金やガイドラインの趣旨にかなうものと考えており、拠出金の元本の使用は微々たるもので、さらに韓国政府国庫からも所要の支費を得べく努力してもいる。是非日本政府側の御理解をお願いする。

3. 6日付の世界日報及び中央日報の内容(以下で言及されている「基金運用計画」については、韓赤の意見を参考に、保健社会部が作成したものの由)

慶尚南道淡川郡に1000坪規模の原爆被害者福祉会館が建設され、また、10月から、原爆被害者に毎月10万ウォンずつ診療補助費として支払われる。

5日、韓国保健社会部は、日本が1990年に約束した韓国人原爆被害者のための福祉基金40億円を提出したことにより、これを管理するための基金運用計画を作成、10月から施行することにした。

(了)